

## 磐田市の国民健康保険税率のあり方について

## □ 国保税率（賦課方式）の見直しにかかる前提条件

- ・ 令和 4 年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。
- ・ 静岡県国民健康保険運営方針に沿った対応を検討する。

静岡県国民健康保険運営方針 第 3 章の 2 「保険料水準についての考え方」（改正案）

医療費適正化の取組、保険料算定方式（賦課方式）の統一の取組、収納率向上の取組、赤字繰入れの解消・削減の取組などを段階的に行い、2027 年度（令和 9 年度）を目標に保険料水準の統一（標準保険料率の一本化）を目指す。

## □ 前回の協議内容

- ・ 「財政見通し」及び「削減・解消すべき歳入不足額」について  
事業費納付金の支払いに対する被保険者 1 人あたりの歳入不足額は約 21,000 円
- ・ 「段階的な改正の方法と被保険者 1 人あたりの国保税額」について  
4 回の改正で歳入不足を解消する場合、被保険者 1 人あたりの国保税は、改正 1 回あたり平均で約 4,300 円・4.8%、3 回の改正の場合は、約 5,800 円・6.4%増加すると見込まれる。

## □ 今回の協議で審議していただきたい内容

- ・ 「段階的な改正」とは？  
⇒ 適正な引上げ額（率）、改正の期間・サイクル、資産割の廃止方法 について

## 1. 令和 3 年度 国保事業費納付金の算定結果等（仮算定）

☆ 令和 3 年度 国保事業費納付金の算定結果（仮算定）

課税項目		令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
医療給付費分	一般	3,274,966,648円	3,278,305,089円	3,303,745,414円	3,302,122,007円
	退職	2,843,330円	7,695,781円	4,025,244円	13,368,063円
後期高齢者支援金分	一般	1,041,451,430円	1,044,946,628円	1,100,996,744円	1,093,634,694円
	退職	120,000円	368,000円	1,319,842円	4,925,151円
介護納付金分		324,154,408円	347,385,137円	344,614,293円	343,501,631円
合計		4,643,535,816円	4,678,700,635円	4,754,701,537円	4,757,551,546円

\* 令和 2 年度以前は決算（見込）額

☆ 被保険者 1 人あたりの事業費納付金

課税項目	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
医療給付費分	94,190円	93,930円	90,150円	84,377円
後期高齢者支援金分	29,930円	29,891円	30,228円	27,968円
介護納付金分	32,743円	35,123円	34,478円	30,501円
合計	133,435円	133,756円	129,734円	121,115円

- ・令和3年度の国保事業費納付金（仮算定）は、約46億4,400万円で令和2年度の事業費納付金（確定）と比較すると、約3,500万円の減となっている。
- ・被保険者1人あたりの事業費納付金（当初予算）は133,435円で、令和2年度との比較では321円・0.2%の減でほぼ同じ水準となっている。
- ・被保険者1人あたりの医療給付費は増加が見込まれているが、県が平成30年度の決算剰余金のうち13億円を事業費納付金の抑制に充てている。

## 2. 削減・解消すべき歳入不足額について

☆被保険者1人あたりの歳入不足額（令和3年度当初予算ベース）

事業費納付金	+	出産育児諸費ほか	-	国保税収納額	-	特別交付金	-	法定繰入金	=	歳入不足額
133,435円		1,949円		87,186円		6,220円		21,844円		20,134円

- ・令和3年度当初予算ベースの被保険者1人あたりの歳入不足額は20,134円で令和2年度当初予算ベースの被保険者1人あたりの歳入不足額（20,357円）と概ね同水準となった。

## 3. 現行税率と令和2年度標準保険料率・県内市町平均税（料）率（他市町などとの比較）

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
現行税率	4.40%	30.00%	19,800円	21,600円	1.40%	5.00%	7,200円	6,600円	0.90%	4.50%	6,000円	4,200円
R02標準保険料率	6.81%	-	26,921円	18,932円	2.42%	-	9,557円	6,721円	2.21%	-	15,978円	-
現行税率との差	-2.41%	30.00%	-7,121円	2,668円	-1.02%	5.00%	-2,357円	-121円	-1.31%	4.50%	-9,978円	4,200円
R02県平均	5.90%	7.97%	23,649円	20,186円	2.05%	1.36%	8,900円	6,394円	1.81%	1.29%	12,491円	1,980円
現行税率との差	-1.50%	22.03%	-3,849円	1,414円	-0.65%	3.64%	-1,700円	206円	-0.91%	3.21%	-6,491円	2,220円

\* 県平均の税（料）率は、35市町の税率等の合計を市町数で除したものの

- ・現行税率は、標準保険料率や県平均の税（料）率と比べ、所得割と均等割が低く、資産割と平等割が高い設定となっている。

☆被保険者1人あたりの国保税額

	R01決算	R02予算	R02本算定	R02標準保険料率	R02県平均
医療分	65,339円	63,689円	65,274円	74,904円	69,894円
後期分	19,954円	19,484円	19,883円	26,248円	23,875円
介護分	17,328円	17,191円	17,347円	32,406円	27,611円
計	90,347円	88,036円	90,257円	110,682円	101,682円

- ・標準保険料率による被保険者1人あたりの国保税額は、令和2年度本算定時の被保険者1人あたりの国保税額を20,425円上回る。（＝標準保険料率を用いると歳入不足額はほぼ解消される。）県平均の税（料）率による国保税額とは11,425円の差（不足）がある。

[参考] 同規模保険者との比較 (参考資料 8 ページ)

・「被保険者数が 2 万人以上 5 万人未満の市で、被保険者のうち前期高齢者の加入割合が 45% を超える保険者」が同じグループに該当し、全国で 110 市が該当する。(平成 30 年度)

\* 平均保険税 (料) : 92,269 円 全て 4 方式 : 12 市

■ 「被保険者数が 3 万人以上 4 万人未満の市」に限定すると、34 市が該当し、県内では焼津市と藤枝市、他の都道府県では鳥取市、松江市 (島根県)、山口市、栃木市、習志野市 (千葉県)、豊川市 (愛知県) などが該当する。平均保険税 (料) は 94,138 円となっていて、全て 4 方式を採用しているのが当市と栃木市のみ。(栃木市は昨年度から資産割を全廃している。)

#### 4. 段階的な改正の方法と被保険者 1 人あたりの国保税額について

☆ 5 回の改正で令和 2 年度の標準保険料率に税率を近づける例

		現行税率	改正 ①	改正 ②	改正 ③	改正 ④	改正 ⑤	標準保険料率
医療分	所得割	4.40%	4.86%	5.32%	5.78%	6.24%	6.70%	6.81%
	資産割	30.00%	24.00%	18.00%	12.00%	6.00%		
	均等割	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円	25,800円	26,921円
	平等割	21,600円	20,900円	20,200円	19,500円	18,800円	18,000円	18,932円
後期分	所得割	1.40%	1.60%	1.80%	2.00%	2.20%	2.40%	2.42%
	資産割	5.00%	4.00%	3.00%	2.00%	1.00%		
	均等割	7,200円	7,600円	8,000円	8,400円	8,700円	9,000円	9,557円
	平等割	6,600円	6,500円	6,400円	6,300円	6,200円	6,000円	6,721円
介護分	所得割	0.90%	1.14%	1.38%	1.62%	1.86%	2.10%	2.21%
	資産割	4.50%	3.60%	2.70%	1.80%	0.90%		
	均等割	6,000円	7,800円	9,600円	11,400円	13,200円	15,000円	15,978円
	平等割	4,200円	3,400円	2,600円	1,800円	900円		

☆ 被保険者 1 人あたりの国保税額

	R01 決算	R02 予算	R02 本算定	改正 ①	改正 ②	改正 ③	改正 ④	改正 ⑤	標準保険料	H30 県平均
医療分	65,339円	63,689円	65,274円	66,924円	68,531円	70,090円	71,602円	73,013円	74,904円	69,227円
後期分	19,954円	19,484円	19,883円	21,084円	22,262円	23,407円	24,449円	25,428円	26,248円	24,062円
介護分	17,328円	17,191円	17,347円	20,290円	23,048円	25,763円	28,344円	30,858円	32,406円	27,456円
計	90,347円	88,036円	90,257円	93,975円	97,571円	101,073円	104,385円	107,514円	110,682円	101,909円
R02 本算定との差額		-2,221円	-	3,718円	7,314円	10,816円	14,128円	17,257円	20,425円	11,652円

◇ 改正 1 回あたり約 3,500 円・3.8% の増加

\* 4 回 (3 回) の改正で近づける例は、第 3 回 協議会 [資料 1](#) 及び参考資料 3 ページ参照

## 5. 国保税率（賦課方式）の見直しにかかる被保険者（世帯）単位の影響について

### （1）モデルケースによる比較（参考資料6・7ページ）

#### ☆「4回の改正で歳入不足を解消する例の改正1回目」

#### I. 「40歳代の夫婦・18歳以下の子ども2人」の4人世帯（所得350万円・固定資産税8万円）

現行：396,200円 ⇒ 434,300円

年間38,100円・9.6%の増 1月あたり約3,200円、1人あたり約9,500円の増

【参考】浜松市：580,100円 掛川市：477,000円 袋井市：444,600円 湖西市：456,100円

\* 被保険者数が4人以上の世帯は全世帯の3.9%

#### II. 「65歳以上の夫婦」の2人世帯（所得100万円・固定資産税9万円）

現行：111,300円 ⇒ 110,500円 年間800円・0.7%減

【参考】浜松市：119,100円 掛川市：95,800円 袋井市：122,000円 湖西市：113,600円

\* 年金収入のみの世帯は全世帯のおよそ17%

#### III. 「50歳代の夫婦」の2人世帯（所得150万円・固定資産税5.5万円）

現行：198,400円 ⇒ 212,500円

年間14,100円・7.1%の増 1月あたり約1,200円、1人あたり約7,100円の増

【参考】浜松市：270,700円 掛川市：223,000円 袋井市：222,900円 湖西市：230,200円

\* 被保険者数が2人の世帯は全世帯の32.8%

#### IV. 「40歳代」単身世帯（所得なし・固定資産税なし）

現行：19,500円 ⇒ 20,200円 年間700円・3.6%増

【参考】浜松市：25,900円 掛川市：20,000円 袋井市：22,700円 湖西市：24,700円

\* 被保険者数が1人の世帯は全世帯の56.8%

#### □世帯・所得の状況（令和2年度 本算定）

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯	計	
未申告	574	118	58	33	783	3.4%
所得なし	5,940	1,011	177	22	7,150	30.7%
～100万円	3,786	2,721	391	162	7,060	30.3%
～200万円	1,802	2,102	323	159	4,386	18.8%
～300万円	620	796	204	175	1,795	7.7%
～500万円	333	562	202	165	1,262	5.4%
500万円超	172	339	176	184	871	3.7%
計	13,227	7,649	1,531	900	23,307	
	56.8%	32.8%	6.6%	3.9%		

(2) 賦課方式の見直し（資産割の廃止）の検討（参考資料8～10ページ）

- ・ 国保税算定額の約12%（約4.7億円）を資産割が占める。
  - ・ 資産割相当分を所得割に転嫁する場合、所得割率を約1.7ポイント上げる必要がある。  
（医療分：1.4ポイント 後期分：0.2ポイント 介護分：0.1ポイント）
  - ・ 資産割相当分を均等割に転嫁する場合、均等割額を約12,600円上げる必要がある。  
（医療分：10,400円 後期分：1,700円 介護分：1,300円）
  - ・ 資産を有する人は相対的に資力があり、所得割を補完する安定財源である。
  - ・ 県の運営方針は資産割を用いないこととしており、他の健康保険でも採用されていない。
- ⇒ 資産割は（将来的に）廃止しなければならない。

☆ 資産割を一度の改正で全廃する場合の影響

4回の改正で歳入不足を解消する例の場合、改正1回目では被保険者1人あたり平均で約4,600円・5.1%税額が上がることになる。平均増加額（率）を担保しながら資産割を廃止し、資産割相当額を所得割と均等割に転嫁する改正（参考資料9ページ「改正①'」）を行う場合、資産割なしの被保険者は平均で約13,200円・19.2%税額が上がる一方、資産割ありの被保険者は現行税率による税額とほぼ同水準（約200円の減額）になると試算される。

段階的に資産割を廃止する改正では、最も国保税が上がる世帯は、金額で122,500円、割合で15.7%の増、最も下がる世帯は、金額で125,700円、割合で23.6%の減となる一方、資産割を一度に廃止する場合、最も上がる世帯が、金額で213,800円、割合で30.1%の増、最も下がる世帯は、金額で740,800円、割合で94.1%の減となる。

		資産割を段階的に廃止する場合	資産割を一度に廃止する場合
増加額が 最も大きい世帯	被保険者数	1人	2人
	世帯所得	1,067万円	931万円
	固定資産税	なし	なし
	増加額	122,500円	213,800円
増加率が 最も大きい世帯	被保険者数	1人	1人
	世帯所得	1,067万円	680万円
	固定資産税	なし	なし
	増加率	15.7%	30.1%

		資産割を段階的に廃止する場合	資産割を一度に廃止する場合
減少額が 最も大きい世帯	被保険者数	2人	3人
	世帯所得	32万円	107万円
	固定資産税	150万円	300万円
	減少額	125,700円	740,800円
減少率が 最も大きい世帯	被保険者数	1人	1人
	世帯所得	1万円	なし
	固定資産税	85万円	87万円
	減少率	23.6%	94.1%

(3) 世帯単位の影響（参考資料 11 ページ）

	改正 5 回の場合	改正 4 回の場合	改正 3 回の場合	改正 2 回の場合
国保税が増額	78.8%	78.6%	78.5%	78.6%
変わらない	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%
国保税が減額	20.5%	20.7%	20.9%	20.9%
増加額が「36,000円/年」以上	3.4%	5.3%	8.6%	15.3%
増加額が「12,000円/年」以下又は減額	80.8%	75.8%	69.7%	52.1%
増加率が10%超	2.8%	10.9%	24.2%	39.9%
増加率が5%以下又は減額	67.0%	59.9%	52.0%	37.6%

[参考] 応能・応益割合の考え方（参考資料 12 ページ）

- ・ 従前は、応能割と応益割の比率を「50：50」とすることが原則とされていた。
- ・ 国保制度改革後（平成 30 年度以降）は、全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて、応能割と応益割の比率を算定することが原則となった。
- ・ 現行税率では、医療分が概ね 55：45、後期分と介護分は概ね 51：49 となっている。
- ・ 標準保険料率では、医療分、後期分、介護分とも概ね 54：46 となる。

応能割の比率を高くすると、低所得層の保険税負担を抑制することができる一方で、所得（資産）を有する被保険者（世帯）に負担を求めることとなる。

## 6. 令和4年度の国保税率について

### ◇ 磐田市の国民健康保険税率のあり方に関するアンケート調査

(1) 歳入不足解消までの改正回数について、回答欄に該当項目の番号を記入してください。  
また、その理由を記載してください。

- ① 5回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約3,500円・3.8%増）
- ② 4回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約4,300円・4.8%増）
- ③ 3回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約5,800円・6.4%増）
- ④ 2回（改正1回あたり・被保険者1人あたり 約8,600円・9.6%増）
- ⑤ その他

(2) 改正サイクルについて、回答欄に該当項目の番号を記入してください。また、その理由を記載してください。

- ① 4年ごと
- ② 3年ごと
- ③ 2年ごと
- ④ その他

(3) 賦課方式の見直し（資産割の廃止）について、回答欄に該当項目の番号を記入してください。また、その理由を記載してください。（複数回答可）

- ① 段階的に解消（改正回数に併せる）
- ② 全体の改正回数と切り離し3回（2回）で解消（資産割の廃止を先行する）
- ③ 一度に全廃
- ④ 後期分と介護分は先行的に見直す
- ⑤ その他

注) 例えば、設問(1)で①を、設問(2)で①を選択した場合、歳入不足の解消まで20年かかることとなります。「被保険者への配慮」と「国保財政の健全化に向けた給付と負担のバランス」の双方に考慮したご回答をお願いいたします。